

沿革

- ・明治42年(1909) 11月 県立感化院 奨業園として米子市福原に開園。
- ・大正 15年(1926) 7月 奨徳学校と改称。
- ・昭和 9年(1934)10月 少年教護法施行に伴い、少年教護院となる。
- ・昭和23年(1948) 1月 児童福祉法施行に伴い、教護院となる。
- ・昭和41年(1966) 1月 現在地移転により、喜多原学園と改称。
- ・平成 8年(1996) 4月 分教室開設。勤務態勢が通勤交代制となる。
- ・平成10年(1998) 4月 児童福祉法改正に伴い、児童自立支援施設となる。5月に寮、食堂棟、家庭舎竣工。
- ・平成16年(2004) 4月 福生中学校いずみ分校開設。
- ・平成19年(2007)～平成21年(2009) 体育館、プール、本館等が竣工。



理念

子どもが自立し、社会と調和して生活することを支援する。

子どもが自立するには子どもの心に「自信」や「自尊感情」が生まれることが大切です。そして、子どもが社会と調和して生活するには、「安心感」や「帰属意識」「貢献感」を得ることが大切です。



【喜多原学園の支援方針】

- ① 安定した生活と、子どもの自主性を大切にする。
- ② 個別支援と集団支援のバランスを大切にする。
- ③ 学園が有する豊かな環境を大切にする。

児童自立支援施設

鳥取県立

喜多原学園



〒689-3512

鳥取県米子市泉706

Tel (0859)27-1101

Fax (0859)27-1611

E-mail

kitahara@pref.tottori.lg.jp

児童自立支援施設とは

児童福祉法第44条「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。」により、全国に58カ所設置されている厚生労働省所管の児童福祉施設です。



喜多原学園では、中学生を中心とした子どもたちが家庭を離れて、概ね1年から1年半の間、男子寮と女子寮でそれぞれ暮らしながら、学園生活を送っています。

「枠のある生活」を基盤とする中で、子どもたちの健全で自主的な生活を志向しながら、家庭的・福祉的なアプローチによって、個々の子どもの育ち直しや社会的自立に向けた支援を実施しています。

喜多原学園の日課

6:40	起床・洗面・清掃
7:00	朝食
8:35	登校
8:45	朝学活
8:50	授業
12:15	昼食
13:15	授業
14:05	集会・掃除
	寮別活動（スポーツ・作業）
17:00	清掃・自習・入浴
19:00	夕食
20:00	自由時間
22:00	消灯

